

令和元年度第2回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	令和元年7月3日（水）午後3時00分～午前4時12分
開催場所	東館4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、国体推進局長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長、病院経営推進部長
審議事項	(1) 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱い等について <div style="text-align: right;"><健康福祉部></div>

1 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱い等について <健康福祉部>

概要

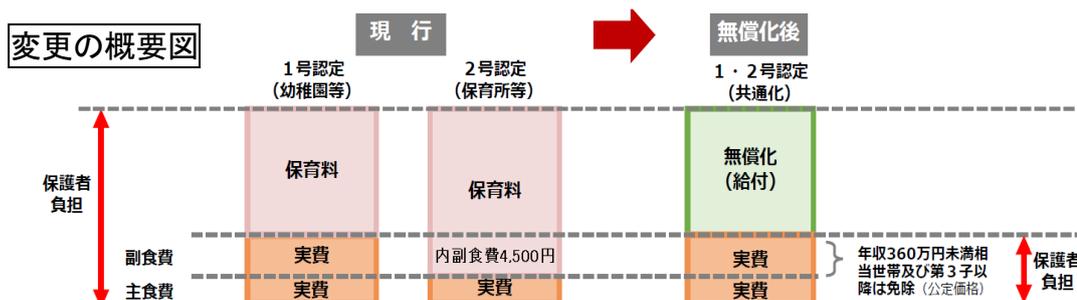
2019年10月から、保育所、認定こども園、幼稚園を利用する3～5歳児に係る保育料が無償化されるが、保育料に含まれる副食費は無償の対象にならないため実費として徴収する。また、無償化の対象施設が認可施設以外も対象となることに伴い、以下とおり審議を行った。

(1) 食材料費の取扱いについて

ア 国が示す食料費の取扱い（基本的な考え方）

食材料費については、これまでも実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、無償化に当たってもこの考え方を維持することとし、次の取扱いとする。

- ・教育・保育給付認定第1号認定子ども（幼稚園等）、第2号認定子ども（保育所等）の主食費（ごはん、パン代）・副食費（おかず、おやつ代）については施設の徴収（現在の主食費と同様）とする。
- ・第2号認定子どもの副食費については、これまでの利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。



イ 食材料費の金額設定について

- ・主食費は現行実費としている 600 円とする。
- ・副食費は第 2 号認定子どもの保育料のうち、副食費分であった 4,500 円とする。
- ・私立に係る副食費については、各施設において食材料費を設定し、保護者との同意を得た上で、徴収、管理するよう依頼したい。また、設定する額については、公立保育所で設定する徴収額を示した上で、各施設において実際に必要な費用の額に応じて適切な設定を依頼することとしたい。

ウ 食材料費の低所得者等への配慮について

- ・副食費免除対象者は次のとおりとする。

生活保護世帯・里親・市民税非課税世帯・ひとり親世帯・障がい児のいる世帯の一部の子及び第 3 子以降の子

年収 360 万円未満相当の世帯（1号認定：市民税所得割額 77,100 円、2号認定：市民税額所得割額 57,700 円）

(2) 認可外保育施設の対象範囲に係る条例制定について

無償化の対象となる認可外保育施設の対象範囲については、国が示す範囲と同様とするため、市条例は設けないこととする。

(3) 施設等利用給付の支出方法等について

子育てのための施設等利用給付の支払いについて、償還払い方式とする。

※例えば、幼稚園利用者が、状況により認可外施設、ファミサポ、病児医療などを利用した場合、無償化対象となる場合があるが、無償化の上限額の管理を行う必要が生じるため、償還払いとするもの

結 論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・周知期間はどの程度考えているか

⇒無償化という情報が多く周知されているが、副食費が対象外となることはあまり情報として知らされていないため、速やかに周知を行いたい。

資 料 付議事項書